

令和6年度分 「個人市県民税」申告の手引き



申告書の送付対象者

令和6年1月1日現在、朝来市に住民票がある18歳以上の人に郵送しています

ただし、令和4年1月から12月までの所得が給与所得のみで、令和5年度の個人市県民税が特別徴収（給与から天引き）されている人、令和4年分の確定申告で青色申告書を提出している人には郵送していません。

※昨年の申告状況によっては、住民税申告が必要な方でも申告書を郵送していない場合があります。申告書が必要な場合、朝来市役所税務課へお知らせください。

【お問合せ先】

〒669-5292

朝来市和田山町東谷213番地1

朝来市役所 市民生活部 税務課

市民税係 電話 672-6119（直通）

「個人市民税・個人県民税」申告書の提出

朝来市の税務行政の推進について、日頃から御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

個人市民税・個人県民税の申告書は、令和6年3月15日（金）までに朝来市役所税務課又は各支所に提出してください。郵送で提出の場合、必ず切手を貼って投函してください。

また、申告書の提出（郵送を含む）に際し、マイナンバーの記載及び確認が必要となり、次に示す本人確認書類と番号確認書類を提示、又はその写しを提出してください。

※本人確認書類：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、健康保険の被保険者証、年金手帳、介護保険の被保険者証等のうち1点

※番号確認書類：マイナンバーカード、マイナンバーの通知カード、個人番号が記載された住民票の写しのうち1点

申告書の提出が不要な方

- 令和5年分の所得税の確定申告をする人
- 給与を原則1か所のみから受けていて年末調整が済んでいる人

申告書の提出が必要な方

- 所得税の確定申告をしなくてもよい人で、営業、農業、不動産、一時所得（生命保険や損害保険などの一時金又は満期返戻金）、雑所得（公的年金等、個人年金、シルバー人材センターの配分金）等のある人
- 給与を原則1か所から受けていて年末調整も済んでいるが、その他に20万円以下の所得がある人（20万円を超えると所得税の確定申告が必要です）
- 所得のなかった方
※申告書裏面下段の【令和5年中に所得のなかった方の記入する欄】に必要な事項を記入してください。
- 上記以外でも申告書の提出が必要な場合もありますので、御不明な場合は朝来市役所税務課にお問い合わせください。
※申告しなかった場合、所得証明書などの発行ができなくなるほか、国民健康保険税の軽減措置が受けられなくなりますので、御注意ください。

ご注意ください（給与所得があり、公的年金等を受給されている方）

給与を受けていて、公的年金等の収入金額が80万円（65歳以上の方（昭和34年1月1日以前に生まれた方）は130万円）を超える場合、給与・年金それぞれで源泉徴収された場合であっても所得税の確定申告をする必要があります。

なお、給与・公的年金等以外（農業や不動産など）の所得がマイナスの場合、確定申告不要となるケースもあります（税務課市民税係にお問い合わせください）。

「申告相談」及び「所得税の確定申告受付」

相談期間 令和6年2月16日（金）～3月15日（金）

（期間中、各会場の開設日は以下のとおりです）

受付時間 8：30～16：30（12：00～13：00を除く）

相談会場

和田山会場	朝来市役所 本館 4階会議室	電話 672-6119
生野会場	生野庁舎裏 1階会議室	電話 679-2240
山東会場	山東庁舎 1階	電話 676-2080
朝来会場	朝来庁舎 2階 会議室	電話 677-1165

※和田山税務署での所得税の確定申告（スマホアプリ予約が必要です）

受付時間 9時から16時まで（平日のみ）

開設日

相談会場	開設日（土曜日、日曜日、祝日は受付を休みます）		
和田山会場	2月16日～3月15日		
生野会場	2月16日～22日	生野会場	2月27日、29日、 3月4日、6日、8日、12日、14日
山東会場		山東会場	2月26日、28日、
朝来会場		朝来会場	3月1日、5日、7日、11日、13日、15日

**次の内容を含む所得税の確定申告書は、市役所では受付できません
和田山税務署で申告してください**

- 初年度の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受ける申告
- 住宅耐震改修特別控除等の適用を受ける申告
- 土地、建物や株式などの譲渡所得の申告（繰越損失を含む）
- 申告分離課税選択の上場株式などの配当所得の申告
- 先物取引（FXなど）にかかる申告
- 雑損所得控除の適用を受ける申告
- 青色申告

申告書の書き方

申告書の情報

申告書表面右上に申告をする人の情報を記入してください。

令和 年度分 市民税・県民税申告書 (兼国民健康保険税申告書)

朝来市長宛		職業又は業種	
		屋号・名称	
		電話番号	
令和 年 月 日提出		世帯主名	
フリガナ			
氏 名			
生年月日			
個人番号			

※この欄が空欄の場合、住所・氏名を記入してください (郵送した人は印字されています)

※記入箇所

[A] 所得金額

令和5年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得を記入する欄です。主な所得の種類・内容等の説明は次のとおりですので参照の上、記入してください。

営業等所得

個人事業主の人は、収入金額、必要経費等を整理したものを、申告書裏面左上の「営業等所得収支内訳書」に記入するとともに、**差引金額⑥、経費合計⑳、専従者控除額㉔、所得金額㉕**を、申告書表面 [A] 所得金額「営業等」行の**収入金額、必要経費、専従者控除額、①所得額**にそれぞれ転記してください。

営業等とは… 販売業、製造業、飲食業、サービス業などによる営業所得、
外交員、大工、左官、集金人その他自由業等による事業所得

農業所得

農業や畜産業をされている人は、収入金額、必要経費等を整理したものを、申告書裏面左中段の「農業所得収支内訳書」に記入するとともに、**収入計①、経費計②、専従者控除額③、所得金額**を、申告書表面 [A] 所得金額「農業」行の**収入金額、必要経費、専従者控除額、②所得額**にそれぞれ転記してください。

作成にあたって、農業所得の算出に関する資料 (14ページ以降) を参考にしてください。

農業とは… 農作物の生産、家畜の飼育、果樹の栽培などによる所得

不動産所得

貸地、貸家、貸ガレージなど不動産の貸付けなどによる収入がある人は、収入金額、必要経費等を整理したものを、申告書裏面右上の「不動産所得収支内訳書」に記入するとともに、収入計①、経費計②、専従者控除額③、所得金額を申告書表面 [A] 所得金額「不動産」行の収入金額、必要経費、専従者控除額、③所得額にそれぞれ転記してください。

【申告書表面】

[A] 所得金額					
	支払者などの氏名・名称	(A) 収入金額	(B) 必要経費	(C) 専従者控除額	所得額 (A)-(B)-(C)
営業等		円	円	円	①
農業					②
不動産					③

【申告書裏面】

○営業等所得収支内訳書

科目	金額	科目	金額
売上金額 (雑収入を含む) ①	円	通信費 ⑬	円
期首たな卸高 ②		広告宣伝費 ⑭	
売上原価		接待交際費 ⑮	
仕入金額 ③		損害保険料 ⑯	
期末たな卸高 ④		修繕費 ⑰	
差引原価 (②+④-③) ⑤		消耗品費 ⑱	
差引金額 (①-⑤) ⑥		減価償却費 ⑲	
経費			
給料賃金 ⑦			
地代家賃 ⑧			
租税公課 ⑨		雑費 ⑳	
荷造運賃 ⑩		経費合計 (⑦~⑳) ㉓	
水道光熱費 ⑪		専従者控除額 ㉔	
旅費交通費 ⑫		所得金額 (⑥-㉓-㉔) ㉕	

○不動産所得収支内訳書

科目	金額	科目	金額
家賃収入	円	給料賃金	円
権利金		減価償却費	
礼金		租税公課	
更新料		損害保険料	
地代収入		修繕費	
		雑費	
		計 ②	
		専従者控除額 ③	
計 ①		所得金額 (①-②-③)	

○農業所得収支内訳書

科目	金額	科目	金額
水稲 耕作面積 販売金額	円	農業費・衛生費	
a 家事消費		諸材料費	
畑 耕作面積 販売金額		修繕費	
a 家事消費		動力光熱費	
その他収入		作業用衣料費	
計 ①		農業共済掛金	
雇人費			
小作料・賃借料			
減価償却費		雑費	
租税公課		計 ②	
種苗費		専従者控除額 ③	
肥料費		所得金額 (①-②-③)	
農具費			

営業所得で記入します

農業所得で記入します

不動産所得で記入します

給与所得

勤務先から支払われる給与、賃金、賞与などによる所得がある人は、勤務先から渡された源泉徴収票等をもとに、申告書表面 [A] 所得金額「給与」行の(A)収入金額に給与等の支払金額を記入するとともに、この金額をもとに次の速算表で計算した給与所得の金額を(7)所得額に記入してください。

【給与所得速算表】

源泉徴収票の支払金額「A」	給与所得の金額	源泉徴収票の支払金額「A」	給与所得の金額	
～ 550,999円	0円	1,628,000円～1,799,999円	「A」÷4＝「B」 (千円未満切捨て)	「B」×2.4+100,000円 円
551,000円～1,618,999円	「A」-550,000円 円	1,800,000円～3,599,999円		「B」×2.8-80,000円 円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円		「B」×3.2-440,000円 円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円	「A」×0.9-1,100,000円 円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円～	「A」-1,950,000円 円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	算出した「給与所得の金額」を申告書⑦欄へ		

所得金額調整控除

給与等の収入金額が850万円を超え、子どもや特別障害者がいる人(1)、給与所得と年金所得の両方の所得のある人(2)は、所得金額調整控除が適用されますので、次の計算式で算出した額を⑦所得額に記入してください。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障害者
- ・年齢23歳未満の扶養親族がいる人
- ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる人

【計算式】

$$\text{給与所得の金額（上の速算表で計算）} - \{ (\text{給与等の収入金額（1,000万円を限度）} - 850\text{万円}) \times 10\% \} = \text{⑦所得額}$$

(2) 「給与所得の金額」と「公的年金等に係る雑所得の金額」とがあり、その合計額が10万円を超える人

【計算式】

$$\text{給与所得の金額*（前頁の速算表で計算）} - \{ \text{給与所得の金額（10万円を限度）} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を限度）} - 10\text{万円} \} = \text{⑦所得額}$$

*前頁の(1)が適用された場合、その金額

雑所得 公的年金等、業務、その他

公的年金等

国民年金、厚生年金、共済年金などの所得で、日本年金機構、共済組合等から送付される「令和5年分の公的年金等の源泉徴収票」をもとに、申告書表面[A]所得金額「公的年金等」行の④収入金額に公的年金等の支払金額を記入するとともに、この金額を次の速算表で計算をした年金所得の金額を⑧所得額に記入してください。2か所以上ある場合は、合算して計算してください。

なお、遺族年金、障害者年金は非課税であり、この欄への記入は不要です。

【公的年金等雑所得速算表】

65歳未満の場合（昭和34年1月2日以降に生まれた人）

公的年金等の 収入金額 (A)	公的年金等雑所得の金額		
	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	(A) - 60万円	(A) - 50万円	(A) - 40万円
130万円超 410万円以下	(A) × 75% - 27.5万円	(A) × 75% - 17.5万円	(A) × 75% - 7.5万円
410万円超 770万円以下	(A) × 85% - 68.5万円	(A) × 85% - 58.5万円	(A) × 85% - 48.5万円
770万円超 1,000万円以下	(A) × 95% - 145.5万円	(A) × 95% - 135.5万円	(A) × 95% - 125.5万円
1,000万円超	(A) - 195.5万円	(A) - 185.5万円	(A) - 175.5万円

65歳以上の場合（昭和34年1月1日以前に生まれた人）

公的年金等の 収入金額 (A)	公的年金等雑所得の金額		
	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	(A) - 110万円	(A) - 100万円	(A) - 90万円
330万円超 410万円以下	(A) × 75% - 27.5万円	(A) × 75% - 17.5万円	(A) × 75% - 7.5万円
410万円超 770万円以下	(A) × 85% - 68.5万円	(A) × 85% - 58.5万円	(A) × 85% - 48.5万円
770万円超 1,000万円以下	(A) × 95% - 145.5万円	(A) × 95% - 135.5万円	(A) × 95% - 125.5万円
1,000万円超	(A) - 195.5万円	(A) - 185.5万円	(A) - 175.5万円

業務

原稿料、講演料、シルバー人材センターからの配分金又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による収入がある人は、申告書表面 [A] 所得金額「業務」行に**収入金額、必要経費**を記入し、その差引金額を⑨**所得額**に記入してください。

その他

生命保険の年金（個人年金保険）、互助会年金などの上記以外の収入のある人は、申告書表面 [A] 所得金額「その他」行に**収入金額、必要経費**を記入し、その差引金額を⑩**所得額**に記入してください。

※⑨・⑩は、収入金額、必要経費のわかる書類の添付又は提示をしてください。

総合譲渡所得及び一時所得

総合譲渡所得や一時所得（生命保険満期返戻金など他の所得にあてはまらない一時的な所得）がある人は、申告書表面〔A〕所得金額「総合課税の譲渡（短期・長期）」行及び「一時」行に**収入金額、必要経費、特別控除額**を記入し、その差引金額を**所得額（イ・ロ・ハ）**に記入するとともに、**所得額（イ・ロ・ハ）の合計額を⑪所得額**に記入してください。

※一時所得の特別控除額は50万円ですが、収入金額から必要経費を控除した残額が50万円より少ない場合、その残額に相当する額となります。

〔B〕所得から差し引かれる金額

〔A〕で計算した所得から差し引かれる金額（控除額）を記入する欄です。主な控除の種類・内容等は次のとおりですので参照の上、記入してください。

雑損控除（領収を証する書類添付が必要）

令和5年1月1日から12月31日までに災害や盗難等によって住宅や家財などに損害を受けた場合や災害等に関連してやむを得ない支出をした場合に算定式に従って控除額を計算して⑬欄に記入してください。

【算定式】 損害金額 － 補填される金額 ＝ 差引損失額 ＝ ⑬欄

医療費控除 医療費控除の限度額 200万円 セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の限度額 8万8千円

令和5年1月1日から12月31日までに支払った医療費（医薬品の支払金額）が一定の金額以上ある場合、算定式に従って控除額を計算して⑭欄に記入してください。

【算定式】 支払った医療費等① － 補填される金額② － 下の計算式③ ＝ ⑭欄

※計算式③：所得の5%と10万円のいずれか少ない金額
（セルフメディケーション税制選択時は12,000円）

ご注意ください

（医療費控除は支払った医療費が還付されるものではありません）

医療費控除は、確定申告することで源泉徴収された所得税から納めすぎた所得税の還付を受けたり、住民税申告で翌年度の市県民税（所得割）を抑えることができますが、支払った医療費が還付されることはありません。

医療費の計算にあたり、医療を受けた人ごと・病院や薬局などの支払先ごとに1年間分をまとめて「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付してください。

なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合、医療費通知（原本）を添付することで、医療費控除の明細書の記載を簡略化できるとともに、医療費通知に記載の医療費は、領収書を保存する必要はありません。

また、セルフメディケーション税制の場合、薬局などの支払先ごと・医薬品ごとに1年間分をまとめて「セルフメディケーション税制の明細書」を作成し、申告書に添付してください。

医療費等の領収書は5年間保管が必要です

医療費等の領収書は、申告書提出の際に「明細書」を添付することで提出不要ですが、申告期限等から5年間は自宅等で保管していただく必要があります。

社会保険料控除（国民年金、農業者年金の保険料は控除証明書又は領収書の添付が必要）

令和5年1月1日から12月31日までに支払った、**㊦ 国民健康保険料**、**㊧ 国民年金保険料**、**㊨ 介護保険料**、**㊩ 後期高齢者医療保険料**をそれぞれ記入するとともに、**農業者年金保険料**等や勤務先で給与から差し引かれた保険料を合計したものを**㊪**に記入し、**㊦～㊪**の合計額を**⑮欄**に記入してください。

小規模企業共済等掛金控除（証明書の添付が必要）

令和5年1月1日から12月31日までに第1種共済掛金や心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法に規定する企業（個人）型年金加入者掛金を支払った場合、その合計額を**⑯欄**に記入してください。

生命保険料控除（証明書の添付が必要）

令和5年1月1日から12月31日までに支払った生命保険料を一般分、個人年金分、介護医療分に分けるとともに、一般分、個人年金分はそれぞれ新契約（平成24年1月1日以後に締結した契約）と旧契約（平成23年12月31日以前に締結した契約）とに分けて記入してください。

次に、新旧に分けた支払保険料を次の表により控除額を計算し、**控除額㊦～㊨**に記入してください。なお、介護医療分は新契約の表で計算してください。

また、支払保険料が新旧どちらにもある場合は、それぞれで控除額を計算し、合計額を控除額欄に記入してください（上限は28,000円）。

最後に、**控除額㊦～㊨の合計を⑰欄**に記入してください（上限は7万円）。

■新契約（平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約等）

支払保険料の金額	控除額
12,000円以下	支払保険料の金額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料の金額 ÷ 2 + 6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料の金額 ÷ 4 + 14,000円
56,000円超	28,000円

■旧契約（平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等）

支払保険料の金額	控除額
15,000円以下	支払保険料の金額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料の金額 ÷ 2 + 7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料の金額 ÷ 4 + 17,500円
70,000円超	35,000円

地震保険料控除（証明書の添付が必要）

令和5年1月1日から12月31日までに支払った地震保険料を支払額に記入するとともに、下の表により控除額を計算して、**控除額④**に記入してください。

また、平成18年12月31日までに長期損害保険を契約した場合、令和5年中に支払った保険料を支払額に記入するとともに、下の表により控除額を計算して、**控除額⑤**に記入してください。

最後に、控除額④⑤のいずれかに控除額を記入した場合、その数字を**⑩欄**にも記入してください。一方で、控除額④⑤どちらにも控除額がある場合、その合計額を**⑩欄**に記入してください（上限は25,000円）。

地震保険料	支払った金額 ÷ 2（最高25,000円）
旧長期損害保険料	支払った金額が <ul style="list-style-type: none"> ・ 5,000円以下 …支払額 ・ 5,000円超 15,000円以下 …支払額 ÷ 2 + 2,500円 ・ 15,000円超 …10,000円
上の両方	別契約の場合は合計額（最高25,000円）、特約契約はいずれかのみ

配偶者控除、配偶者特別控除（配偶者の障害者控除もこの欄に記入）

配偶者控除

生計を一にする配偶者（他の人の扶養親族や青色申告専従者、白色申告専従者を除く。）で、令和5年1月1日から12月31日までの合計所得金額が48万円以下（給与収入にすると103万円以下）の場合に控除できるもので、納税義務者（扶養する人）の合計所得金額に応じ、次の表により控除額を確認して**④控除額**と**⑩欄**とに記入してください。

ただし、配偶者控除は納税義務者（扶養する人）の合計所得が1,000万円を超える場合には適用されません。

なお、その配偶者が障害者である場合、障害の等級と障害者控除額（普通障害の場合26万円、特別障害の場合30万円、同居特別障害者の場合53万円）を㊦障害者控除に記入し、㊤と㊦の合計額を㊩欄に記入してください。

納税義務者の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円

※老人控除対象配偶者とは、70歳以上の人（昭和29年1月1日以前生まれの人）

配偶者特別控除

生計を一にする配偶者（他の人の扶養親族や青色申告専従者、白色申告専従者を除く。）で、令和5年1月1日から12月31日までの合計所得金額が48万円超、133万円以下（給与収入にすると103万円超、201.6万円未満）の場合に控除できるもので、配偶者及び納税義務者（扶養する人）それぞれの合計所得金額に応じ、次の表により控除額を確認して㊤控除額と㊩欄とに記入してください。

ただし、配偶者特別控除は納税義務者（扶養する人）の合計所得が1,000万円を超える場合には適用されません。

なお、その配偶者が障害者である場合、障害の等級と障害者控除額（普通障害の場合26万円、特別障害の場合30万円、同居特別障害者の場合53万円）を㊦障害者控除に記入し、㊤と㊦の合計額を㊩欄に記入してください。

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
95万円超 100万円以下			
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

『同一生計配偶者』について

納税義務者（扶養する人）の合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者控除及び配偶者特別控除は適用されませんが、配偶者の合計所得金額が48万円以下（給与収入にすると103万円以下）であれば『同一生計配偶者』として位置づけられ、扶養の人数に含むことができます。また、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありませんが、障害者控除の適用を受けることができます。

『同一生計配偶者』として適用を受ける場合、氏名等の必要事項を記入し、同一生計配偶者欄にチェックを入れてください（配偶者控除及び配偶者特別控除を受ける場合、チェックは不要です）。

また、『同一生計配偶者』で障害者控除の適用を受ける場合、**障害者控除額**（普通障害の場合26万円、特別障害の場合30万円、同居特別障害者の場合53万円）を③に記入し、③の額を⑱欄に記入してください。

扶養控除

生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下（給与収入にすると103万円以下）の人がある場合、氏名等を記入するとともに、次の「扶養控除額」の金額を確認の上、**①控除額**に記入してください。また、その扶養親族が障害者である場合は、**③障害者控除**に控除額（普通障害の場合26万円、特別障害の場合30万円、同居特別障害者の場合53万円）を記入し、**①と③の合計額**を⑳欄に記入してください。

なお、16歳未満の人（年少扶養者）の情報についても記入していただき、**①控除額は「0」**としてください（障害者の場合は、上記に従い**③障害者控除**に控除額を記入）。

■ 扶養控除額

	老人扶養	同居老親等	特定扶養	その他
控除額	38万円	45万円	45万円	33万円

※老人扶養とは、70歳以上の人（昭和29年1月1日以前に生まれた人）

※同居老親等とは、同居している老人扶養親族で、本人が配偶者の直系尊属の人

※特定扶養とは、19歳以上23歳未満の人（平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれの人）

本人控除（寡婦控除、ひとり親控除、障害者控除、勤労学生控除）

申告者本人が寡婦、ひとり親、障害者、勤労学生である場合、**寡婦控除は⑳**に、**ひとり親控除は㉑**に、**障害者控除は㉒**に、**勤労学生控除は㉓**にチェック及び必要事項を記入し、それぞれの**控除額の合計額**を㉔～㉗欄に記入してください。

	寡婦	ひとり親	障害者	勤労学生
控除額	26万円	30万円	26万円 (30万円)	36万円

※（ ）は特別障害者の控除額

『寡婦控除』について

寡婦とは、原則として令和5年12月31日の現況（年の途中で死亡したときは、その死亡の日）で、いわゆる「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人です。納税者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。

- (1) 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人
- (2) 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人。なお、この場合は、扶養親族の要件はありません。

(注)「夫」とは、民法上の婚姻関係にある人をいいます。

『ひとり親控除』について

ひとり親とは、原則として令和5年12月31日の現況（年の途中で死亡したときは、その死亡の日）で、婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の3つの要件の全てに当てはまる人です。

- (1) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。
- (2) 生計を一にする子がいること。

この場合の子は、総所得金額等が48万円以下（給与収入にすると103万円以下）で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。

- (3) 合計所得金額が500万円以下であること。

『障害者控除（障害者・特別障害者）』について

障害者とは、令和5年12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において次のような心身に障害のある人をいいます。

- (1) 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている人
- (2) 身体障害者手帳に身体上の障害がある旨の記載がされている人
- (3) 精神又は身体に障害がある年齢65歳以上の人で、その障害の程度が(1)、(2)に準ずるものとして市区町村長等の認定を受けている人（介護保険の要介護認定を受けていても、別途、市区町村長からの認定を受け、障害者控除対象者認定書の交付を受けることが必要です）。

特別障害者とは、令和5年12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において次のような心身に障害のある人をいいます。

- (1) 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている人のうち、障害等級が1級と記載されている人
- (2) 身体障害者手帳に身体上の障害がある旨の記載がされている人のうち、障害の程度が1級又は2級と記載されている人
- (3) 精神又は身体に障害がある年齢65歳以上の人で、その障害の程度が(1)、(2)に準ずるものとして市区町村長等の認定を受けている人（介護保険の要介護認定を受けていても、別途、市区町村長からの認定を受け、障害者控除対象者認定書の交付を受けることが必要です）。

基礎控除

合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者は、その合計所得金額に応じて控除額が減少し、合計所得金額が2,500万円を超える場合、基礎控除の適用はありません。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

[令和6年度分個人市民税・個人県民税申告書の裏面]

○営業等所得収支内訳書（上段・左側）

営業所得、事業所得のある人は、令和5年1月1日から12月31日までの収入、支出について整理した後、この収支内訳書を作成して所得金額を求めてください。

○不動産所得収支内訳書（上段・右側）

不動産所得のある人は、令和5年1月1日から12月31日までの収入、支出について整理した後、この収支内訳書を作成して所得金額を求めてください。

○農業所得収支内訳書（中段・左側）

農業所得のある人は、令和5年1月1日から12月31日までの収入、支出について整理した後、この収支内訳書を作成して所得金額を求めてください。申告の手引き16ページの「農業所得収支内訳書」も御利用ください。

○納税の方法（中段・右側）

個人市県民税を勤務先から特別徴収で差し引かれている場合、譲渡所得や配当所得など給与及び公的年金等以外の所得に対する個人市県民税の徴収方法を記入してください。

○寄附金に関する事項（中段・右側）

令和5年1月1日から12月31日までに寄附を行った場合、その寄附先が都道府県又は市区町村（いわゆる「ふるさと寄附金」）の場合は、都道府県、市区町村分の欄に、共同募金会又は日赤支部分の場合は、住所地の共同募金会、日赤支部分の欄に寄附金の額を記入してください（寄附先が発行した領収書の添付が必要となります）。

○令和5年中に所得のなかった方の記入する欄（下段・左側）

令和5年1月1日から12月31日までに収入（所得）のなかった方は、1～7のいずれかに○を記入し、必要事項を記入してください。

農業所得の算出に関する資料

農業所得の算出にあたって

農家の人に適正な農業所得を申告いただくため、次の要領により「令和5年分の所得税（国税）の確定申告」または「令和6年度個人市県民税の申告」をお願いします。

収入金額から必要経費等を差し引く「収支計算」により農業所得を計算し申告してください。

農業所得の計算は、「出納帳総括表兼月別整理表」を御活用いただき、「農業所得収支内訳書」により計算してください（申告の手引き16ページの「農業所得収支内訳書」により計算された場合は、作成された収支内訳書も申告書に添付して提出してください）。

※「農業所得収支内訳書」及び「出納帳総括表兼月別整理表」の様式は朝来市ホームページにも掲載しています。

農業所得の主な記帳内容

●収入金額となるもの

項目	具体的な計算方法等
農産物の販売金額	農産物の種類ごとに1年間の販売金額(消費税、手数料などを含む)を合計する
家事消費等	自家用(贈答用含む)及び事業用に消費した数量に、収穫時に通常販売する価額を乗じて計算する
雑収入	農作業を請け負った時の受託収入又は農業関係補助金、共済金、補填金など区分ごとに計算する

●必要経費となるもの

項目	具体的な内容	参考事項
雇人費	常雇、臨時雇用等で支払った労賃、賄費など	農作業を委託した経費なども含む
小作料・賃借料	農地を借りて耕作する時に地主に支払う賃借料など	農業用建物、農機具の賃借料、農協などの施設利用料なども含む
減価償却費	農業用建物、農機具、農業用車両などの償却費	耐用年数を経過したものは計上できない
利子割引料	農業に係る借入金の支払利息	元金の返済額は必要経費にならない
租税公課	農業用資産の固定資産税、自動車税、軽自動車税、水利費、農協組合費など	所得税、住民税、国保税、国民年金掛金、加算税、罰金などは必要経費にならない。住宅に係る固定資産税や農業用以外の自動車税も対象外
種苗費	種もみ、種子苗などの購入費	
肥料費	肥料の購入費用	

農具費	取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満の農具の購入費用	左記以外の農機具については減価償却費の対象となる
農薬衛生費	農薬の購入費用、共同防除費など	
諸材料費	ビニール、縄、針金などの購入費用	
修繕費	農業用建物、農機具、農業用車両などの修理に要した費用、車検代など	金額、性質によっては減価償却費に該当することがある
動力光熱費	農業に要した電気、ガス、水道等の料金、灯油、重油、ガソリン等の燃料費	家事使用分やレジャーでドライブに使った分などは必要経費にならない
作業用衣料費	作業衣、長靴などの購入費用	
農業共済掛金	水稻、農機具に係る共済掛金	
荷造運賃手数料	出荷の際の梱包費用、運賃、市場などに支払う手数料	売上げから差し引かれている場合は、経費計上すると二重計上になるので注意
土地改良費	土地改良事業の受益者負担金、客土費用	受益者がその年に支払う負担金で10アール当たりの費用(元利金など含む)が1万円未満の場合は全額が必要経費になる
雑費	上記以外の費用で農業に関連して支払う費用(農業専門誌、事務用品代など)	